

四條畷市男女共同参画推進 事業者表彰の応募について

本市では男女共同参画を推進する取組みの一環として、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすい職場づくりに向けた積極的な取組みや、女性の能力発揮、活動領域拡大への取組みをしている事業者を随時募集しています。

【応募資格】

市内事業者（本市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人）

【対 象】

以下のいずれかに該当すると認められる事業者

- （１）男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、
男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進していること。
- （２）女性の能力活用又は活動領域拡大に取り組んでいること。
- （３）仕事と家庭が両立できる環境整備に努めていること。
- （４）その他男女共同参画社会を推進する取組みを行っていること。

【応募方法】

所定の応募申込書に必要事項を記入し、人権・市民相談課に持参または郵送でお申込みください。自薦、他薦は問いません。

※応募申込書は市ホームページからダウンロードができます。

※提出書類については、この事業以外の目的では使用しません。

【審査について】

提出書類をもとに事務局による簡単な聞き取りを実施、その後審査会にて表彰を決定します。

【表彰について】

被表彰者に表彰状を授与し、市ホームページ等で公表します。

★受賞のメリットについて★

- ・学生等に向けて、ワークライフバランスや女性の活躍に積極的な事業者であることを広くアピールできる。
- ・自社の取り組みの成果を客観的に知る機会になる。 など

（問い合わせ）

四條畷市市民生活部人権・市民相談課
〒575-8501

四條畷市中野本町 1 番 1 号

TEL: 072(877)2121

0743(71)0330